

○ 金融商品取引業協会等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十三号）

改正案	現行
<p>（一般投資家等買付けの禁止の対象とならない者）</p> <p>第一条の二 法第六十七条第三項に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者（第一号から第三号までに掲げる者にあつては、協会員（認可金融商品取引業協会（以下「認可協会」という。）の会員をいう。以下同じ。）に当該有価証券の買付けの委託をする者に限る。）とする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 有価証券（次に掲げるものに限る。）の発行者の役員等（当該発行者の発行する当該有価証券の買付け（当該発行者の他の役員等と共同して、一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に買付けを行うことを内容とする契約であつて各役員等の一回当たりの拠出金額が百万円に満たないものに基づいて行うものに限る。）を協会員に委託する者に限り、第二号に掲げる者を除く。）</p> <p>イ （略）</p> <p>ロ 法第二条第一項第十一号に掲げる有価証券のうち、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）に規定する投資証券、新投資口予約権証券又は外国投資証券で投資証券若しくは新投資口予約権証券に類する証券</p>	<p>（一般投資家等買付けの禁止の対象とならない者）</p> <p>第一条の二 法第六十七条第三項に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者（第一号から第三号までに掲げる者にあつては、協会員（認可金融商品取引業協会（以下「認可協会」という。）の会員をいう。以下同じ。）に当該有価証券の買付けの委託をする者に限る。）とする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 有価証券（次に掲げるものに限る。）の発行者の役員等（当該発行者の発行する当該有価証券の買付け（当該発行者の他の役員等と共同して、一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に買付けを行うことを内容とする契約であつて各役員等の一回当たりの拠出金額が百万円に満たないものに基づいて行うものに限る。）を協会員に委託する者に限り、第二号に掲げる者を除く。）</p> <p>イ （略）</p> <p>ロ 法第二条第一項第十一号に掲げる有価証券のうち、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）に規定する投資証券又は外国投資証券で投資証券に類する証券</p>

ハ～ホ (略)

2～4 (略)

(取扱有価証券)

第十一条 法第六十七条の十八第四号に規定する内閣府令で定める有価証券は、次に掲げるものとする。

一～四 (略)

五 新投資口予約権証券(投資信託及び投資法人に関する法律に規定する新投資口予約権証券をいう。以下同じ。)

(上場株券等)

第十四条 法第六十七条の十八第七号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一～七 (略)

八 新投資口予約権証券

(売買その他の取引の勧誘を行うことが禁じられない有価証券)

第二十九条 法第七十九条の三第一項第二号に規定する内閣府令で定める有価証券は、次に掲げるものとする。

一～四 (略)

五 新投資口予約権証券

別表第五(第十八条関係)

ハ～ホ (略)

2～4 (略)

(取扱有価証券)

第十一条 法第六十七条の十八第四号に規定する内閣府令で定める有価証券は、次に掲げるものとする。

一～四 (略)

(新設)

(上場株券等)

第十四条 法第六十七条の十八第七号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一～七 (略)

(新設)

(売買その他の取引の勧誘を行うことが禁じられない有価証券)

第二十九条 法第七十九条の三第一項第二号に規定する内閣府令で定める有価証券は、次に掲げるものとする。

一～四 (略)

(新設)

別表第五(第十八条関係)

(略)		毎日	報告の区分
(略)	五 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券は、銘柄別に、最高価格、最低価格、最初の価格、最終価格及び数量	一〜四 (略)	報告事項
(略)	六 投資証券及び新投資口予約権証券は、銘柄別に、最高価格、最低価格、最初の価格、最終価格及び数量	一〜四 (略) (削る)	注意事項
(略)			事項
(略)		毎日	報告の区分
(略)	五 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券は、銘柄別に、額面金額及び数量	一〜四 (略)	報告事項
(略)	六 投資証券は、銘柄別に、額面金額及び数量	一〜四 (略)	注意事項
(略)			事項